

愛知県事業評価監視委員会規約

(趣旨)

第1条 愛知県公共事業評価実施要領（以下「要領」という。）に基づき設置する愛知県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、知事の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が作成した評価実施事業の一覧表及び対応方針（案）について報告を受ける。
- (2) 県が作成した評価実施事業の対応方針（案）について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見具申又は助言を行う。
- (3) 審議対象事業が多数の場合は、抽出して審議することができる。
- (4) その他、県から公共事業評価に係る意見を求められた場合は、意見の具申又は助言を行う。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情をよく理解している、公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は10人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。ただし、委員の任期は、原則として6年を限度とする。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長及び委員長代理を置く。
- 7 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長代理がその職務を代理する。
- 9 委員長及び委員長代理は、委員の互選により定め、任期は3年を原則とする。互選の結果、その任期が第4項に定める委員の任期を超える場合は、委員長及び委員長代理の任期に合わせて委員の任期を延長する。

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた運営要領を決定する。
- 3 会議で用いた資料等の取扱いについては、委員会が決定する。

(委員会の事務局)

第5条 委員会の事務局は、建設局土木部建設企画課に置く。

2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第6条 県以外の事業主体が実施する事業が、県が実施する事業と密接に関連しており、一連の事業として共同で評価を実施することが効率的な場合には、当該事業の事業主体の長と協議し、どちらか一方の事業評価監視委員会を活用する等、柔軟に対応するものとする。

附 則

1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

2 愛知県土木部事業評価監視委員会規約（平成10年10月12日施行）及び愛知県農地林務部事業評価監視委員会規約（平成10年11月27日施行）は廃止する。

附 則

この規約は、平成14年6月6日から施行する。

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。